



住民告知端末を活用しましょう

行政管理課広報統計係 ☎0824・73・1159



住民告知端末は、NTT西日本のフレッツ光回線を活用し、災害などの緊急情報やイベントなどの行政情報を音声でお伝えするものです。現在、市内の約1万1千以上の世帯・事業所に設置されています。

市からの情報のほか、自治振興区や自治会、消防署、警察署からのペーシング放送、ラジオ放送など、さまざまな情報をお届けしています。今回は、住民告知端末の便利な機能や、故障した際の問い合わせ先などを紹介します。

こんなお知らせを聞くことができます

▼災害などの緊急情報（最大音量）
避難情報はもちろん、全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報、災害予知情報などをお知らせします。

▼定時放送・臨時放送
市役所開庁日の20時と翌日の6時30分に、市からの情報（定時放送）をお知らせしています。

▼ペーシング放送
消防署・警察署からの啓発や、自治振興区、自治会、小中学校からの行事の開催・中止などをお知らせします。

▼ラジオ放送
住民告知端末のチャンネルを切り替えることで、ラジオ放送を聞くことができます。



市内電話サービス

住民告知端末を設置している世帯同士では、固定電話の通話料が無料になります。電話を掛ける際に、電話番号の前に特番をつけてダイヤルしてください。

▼庄原・西城・口和・高野・比和・総領地域に掛ける場合
☎80・(70～89)・XXXXX
▼東城地域に掛ける場合
☎800・(2～9)・XXXXX

故障かな？と思ったら

▼放送が聞けない
リセット作業をすることで、改善する場合があります。住民告知端末とホームゲートウェイ（NTTの黒い機械）のコンセントを抜き差ししてください。

リセット作業をしても改善しない場合は庄原市行政総合受付センター（☎0800・200・2868）へご連絡ください。

▼告知端末のツマミが壊れた
行政管理課または各支所総務室にお越しください。替えのツマミをお渡しします。

▼電話・インターネットが使えない
NTT西日本故障受付（☎0120・248・995）へご連絡ください。

住民告知端末・光回線の各種手続き

住民告知端末と光回線それぞれ手続きが必要です。

▼住民告知端末・光回線の新規設置
NTT西日本のフレッツ光回線を設置することで、住民告知端末を使用することができます。フレッツ光回線を利用するには、住民告知端末にぜひ加入してください。

住民告知端末・光回線の設置手続きについては、行政管理課または各支所総務室にお問い合わせください。

※フレッツ光回線設置工事費の補助を受けられる場合があります。

※住民告知端末はフレッツ光以外の回線では利用できません。

▼住民告知端末の移転・使用中
行政管理課または各支所総務室へお越しいただき、届出書をご提出ください。

・移転
告知端末を、ご自身で移転先にお持ちいただき、接続してください。

・使用中
住民告知端末を市へ返却してください。

▼光回線の移転・使用中
NTT西日本島根コンサルティングセンター（☎0800・200・3499）に電話し、手続きをお願いします。

庄原市公式SNSでも情報発信中!



Facebook 「庄原いちばんええね！」



庄原市公式LINEアカウント

